

日本大学東北高等学校同窓会(アカシヤ会)会則

昭和30年4月3日制 定
昭和62年11月1日改正施行
平成9年1月25日改正施行
平成13年5月26日改正施行
平成15年5月24日改正施行
平成23年6月25日改正施行
平成28年4月1日改正施行

第1章 総 則(名称及び目的)

第1条 本会は日本大学東北高等学校同窓会(アカシヤ会)と称し、事務局を母校内に置く。
※事務局住所:〒963-1165 福島県郡山市田村町徳定字中河原1番地
日本大学東北高等学校内

第2条 本会は会員相互の親睦と、母校の発展に寄与することを目的とする。

第2章 会 員

第3条 本会の会員は入学をもって準会員とし、卒業をもって正会員とする。
また、本校の教職員も会員とする。

第3章 事 業

第4条 本会は第2条の目的のため次の事業を行う。
1. 会員の親睦に関する事業
2. 母校の後援に関する事業
3. その他必要と認められる事業

第4章 役員及び理事

第5条 本会には次の役員および理事を置く。
顧問(若干名)、会長(1名)、副会長(若干名)、理事(各支部の代表者1名)、
事務局長(1名)、事務局次長(3名)、会計(2名)、会計監査(2名)

第6条 顧問は本会の後見をする。
会長は本会の一切の会務を統括する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
理事は本会の業務運営を掌る。
事務局長は事務全般を遂行する。
会計は本会の会計事務を掌る。
会計監査は本会の収支一切を監査し、総会において結果を報告する。

第7条 顧問は役員の推薦により推戴することができる。顧問は会長の諮問に応じる。
会長、副会長、理事、事務局長、事務局次長、会計、会計監査は総会において選出する。

第8条 役員(顧問を除く)の任期は2ヶ年とする。
但し再任は妨げない。任期内に役員が辞任した場合においては、役員会において後任を
決定し残任期間を担当する。

第5章 帳 簿

- 第9条 本会に次の帳簿を備える。
1. 会員名簿(支部名簿を含む)
 2. 議事録簿(総会、役員会、)
 3. 会計簿
 4. 運営簿

第6章 会 議

- 第10条 本会の総会は2年に1回開催する。
- 第11条 役員会は会長が必要と認めるとき若しくは役員の3分の1以上の要請があった場合に開くものとする。

第7章 会 計

- 第12条 本会の事業ならびに会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了とする。
- 第13条 本会の会費は10,000円とし、入学時にこれを徴収する。
この条項については、平成28年度入学生より適用する。
- 第14条 本会運営経費は、会費と寄附金により充当する。

第8章 付 則

- 第15条 本会の会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改定することができる。
- 第16条 支部は各都道府県、市町村など地域別、職場別、その他の区別で設置することができる。
ただし、支部を設置したときは事務局に届け出て認可を得ることとする。

※同窓会設立年月日 昭和30年4月3日

